

所定疾患施設療養費算定状況

平成 24 年 4 月より介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下のような条件（算定条件による）を満たした場合に、介護報酬等において評価されることになりました。

当施設では、ホームページにて前年度の所定疾患施設療養費の算定状況をご報告しております。

※平成 30 年 4 月より所定疾患施設療養費は（Ⅰ）と（Ⅱ）に細分化され、令和 3 年 4 月に算定条件が一部変更となりました。当施設は（Ⅱ）を算定しています。

【算定条件】

所定実感施設療養費

1. 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行なわれた場合に、1 回に連続する 10 日間（（Ⅰ）は 7 日間）を限度とし、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を合算して算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。
3. 対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 1. 肺炎
 2. 尿路感染症
 3. 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る。）
 4. 蜂窩織炎
 5. 慢性心不全の憎悪
4. 算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際しては、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算算定開始後、治療の実施状況について公表すること。
7. （Ⅱ）については、施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

令和 6 年度 所定疾患施設療養費 算定人数および日数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
人数	6	7	6	6	3	7	5	5	10	7	8	8	78
日数	25	28	27	19	9	28	21	32	28	35	40	36	328